

「松のころ」を使用したい方募集！

あなたの特産品にマークを使うことができます。



- 「松のころ」は、松茂町の農水産業者や加工業者がまごころを込めてつくった特産品を応援するためのロゴマークです。
- ロゴマークがついた特産品を町内外にアピールすることを通じて、松茂町の特産品のレベルアップと松茂町のイメージアップにつなげていきます。
- このマークを使用し、松茂町の魅力発信を一緒に行っていく方々を募集しています。

「松のころ」は、最上級のもてなしの気持ち

「松」は、古来から景観的にも精神的にも日本人とともにあります。冬でも青々とした葉を付け、不老長寿のシンボルとされています。

また「松」は、同様に冬でも青い「竹」、冬に花を咲かせる「梅」と合わせて「松竹梅」と呼ばれ、「おめでたい」象徴であり、その中でも最上級に位置づけられています。

中国最古の詩篇の詩経（しきょう）の中でも、「松の茂るが如く」とあり、祭祀や宴席などでうたわれていました。

また、「松」は「待つ」でもあり、相手のことを思いやりながら待つ「もてなし」にも通じるイメージが広がります。

■ 松のころ商品の定義と対象品目

「松のころ商品」とは、以下に示す一次産品あるいは二次産品とし、ロゴマークは、その特産品の容器や包装紙、宣伝媒体等で使用することができます。

区分	対象とする産品	品目例
一次産品	松茂町域で栽培される農産物	野菜、米、など
	松茂町近海で採取され松茂町域の港に水揚げされる水産物	魚、貝、海藻など
	松茂町域の内水面で生産・採取された水産物	淡水魚など
二次産品	松茂町内の事業者が製造し、以下のいずれかの条件を満たす加工品とする。 1. 産品の原料が上記の一次産品を含むこと。 2. 松茂町の地域性や物語性を表現していること。	総菜、菓子類、酒類など

■ ロゴマークの表示条件と表示方法

使用できる人	表示条件と方法
ア 農水産業者・加工業者(食品、工業製品)	・ 商品を収容する容器又は包装紙への表示 ・ 商品の販売場所、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載 ・ 「松のころ」の普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示

■ ロゴマークの使用期間・料金

○使用期間：使用許可証の交付日から2年が経過した後の年度末まで。

○使用料：無料

■ 使用するにあたっての手続き

松茂町「松のころ」ロゴマーク使用申請書を提出してください。申請書は産業環境課窓口か、町ホームページから入手できます。

【提出先・問い合わせ先】

松茂町役場産業環境課

〒771-0295 松茂町広島字東裏 30 電話：088-699-8714 FAX：088-699-2141